

第 9 章 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼす
おそれのある地域を管轄する特別区及び市
の名称並びにその地域の町名

第9章 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区及び市の名称並びにその地域の町名

本事業の実施による、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物が環境に影響を及ぼすおそれのある地域は、図9-1に示すとおり、事業区間から約100mの範囲とする。

当該地域を管轄する特別区及び市の名称及びその地域の町名は、表9-1に示すとおりである。

表9-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域の町名

| 特別区・市の名称 | 町名 |
|----------|--|
| 杉並区 | 井草三丁目の一部、井草四丁目の一部、井草五丁目の一部、上井草一丁目の一部、上井草二丁目の一部及び上井草三丁目の一部 |
| 練馬区 | 下石神井四丁目の一部、上石神井南町の一部、上石神井一丁目の一部、上石神井二丁目の一部、上石神井四丁目の一部、関町東一丁目の一部、関町東二丁目の一部、関町北一丁目の一部、関町北二丁目の一部、関町北三丁目の一部及び関町北四丁目の一部 |
| 西東京市 | 富士町四丁目の一部、富士町五丁目の一部、富士町六丁目の一部、東伏見一丁目の一部、東伏見二丁目の一部、東伏見三丁目の一部及び保谷町二丁目の一部 |

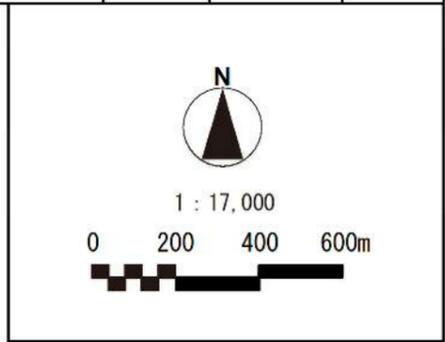
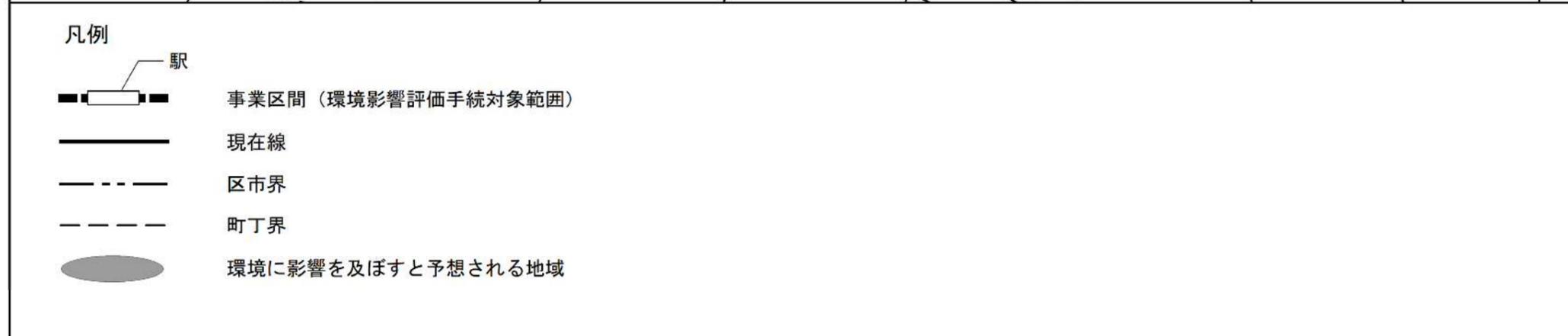
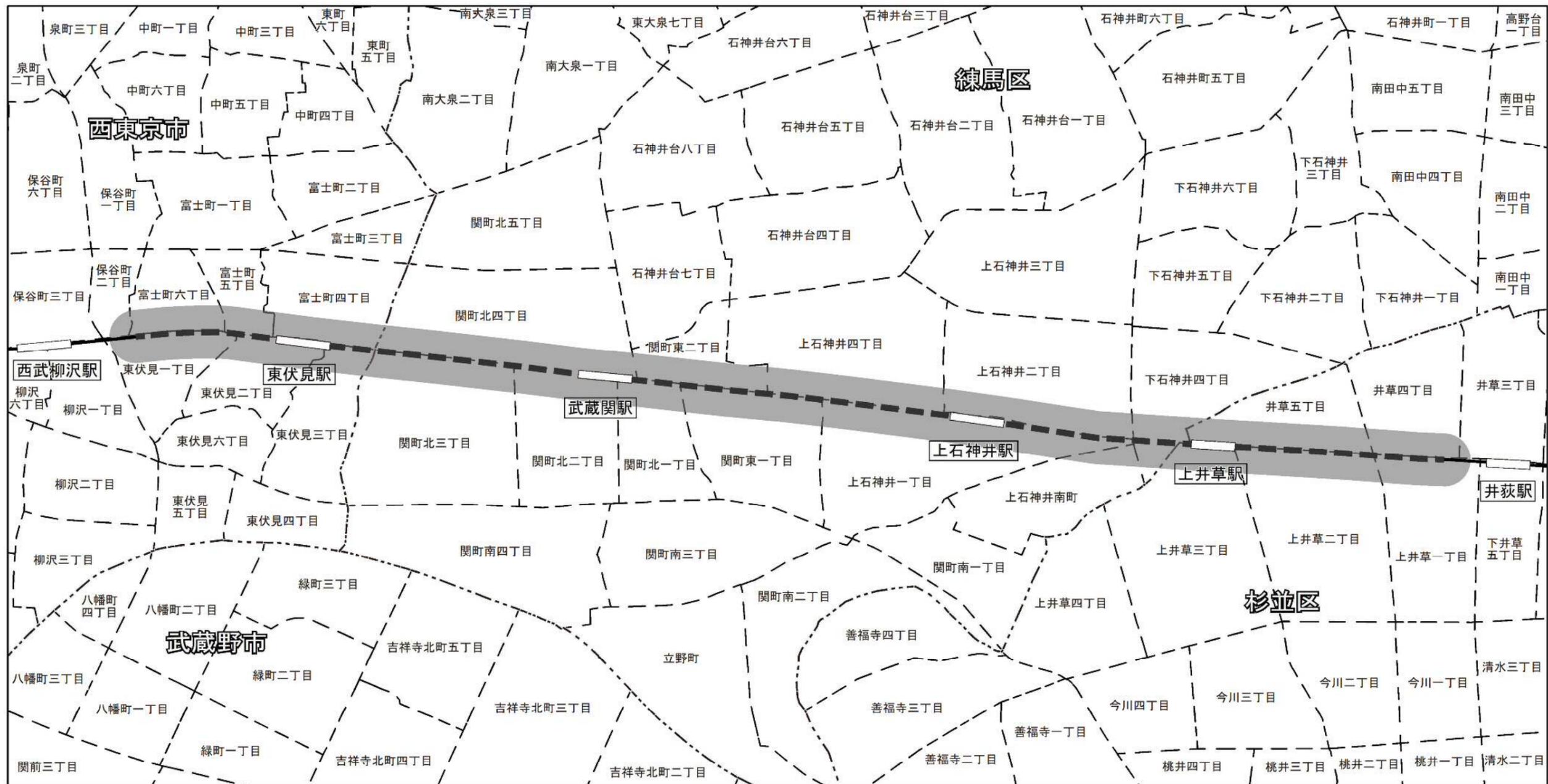


図 9-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域